

(仮訳)

ロシア連邦産業商業省令

2024年9月30日付

第4484号

2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定について」の附属書の改正についての提案作成規則の承認について

2017年9月20日付ロシア連邦政府決定第1135号「鉱工業製品の、ロシア連邦で生産された類似品のない鉱工業製品への分類について、およびロシア連邦政府のいくつかの文書の改正について」第3項第3段落の履行として、以下を命ずる：

- ここに添付する「2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号『鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定について』の附属書の改正についての提案作成規則」を承認する。
- 2017年11月15日付ロシア連邦産業商業省令第3934号「2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号『鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定について』の附属書の改正についての提案作成規則の承認について」(2018年2月22日、ロシア連邦法務省により登録番号50117として登録)を失効したものと認める。
- 本令の履行に対する監督は自らが行う。

大臣

A.A.アリハノフ

2024年9月30日付  
ロシア産業商業省令第4484号に  
より  
承認

**2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定について」の附属書の改正についての提案作成規則**

1. 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定について」の附属書の改正についての提案（以下、提案）の作成は、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定について」の附属書に定められていた、当該の提案によって変更される、その製品をロシアの鉱工業製品に分類するための要件が対象とする鉱工業製品がどの管轄に属するかに応じて、ロシア連邦産業商業省内の部署（以下、鉱工業製品に対する要件、担当部署）が、自発的に、または法人および個人事業主（以下、申請者）から提出された提案を検討した結果として、これを行う。

2. 担当部署は、以下を定める提案を自発的に作成する：

a) 鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたと認定されるために鉱工業製品に対する要件において必須とされているオペレーションをのぞく、当該製品の生産に際して行われる技術的または生産上のオペレーションおよびそれらオペレーションの点数が示されている、鉱工業製品の一覧；

b) 鉱工業製品の種類によっては、鉱工業製品に対する以下の要件：

当該製品の生産、改良および発展に十分な範囲の、設計、技術および（または）工程文書に対する権利を有していることに関する要件；

生産用地（実際にユーラシア経済連合加盟国領内に所在する）および技術設備が、所有権またはその他の法的根拠にもとづいて、存在することに関する要件；

品質管理システムが存在することの証明に関する要件；

許可条件の遵守に関する要求（ユーラシア経済連合加盟国領内の生産地住所が記載された、医療製品についての有効な登録証明書の存在に関する要件、薬剤についての登録証明書の存在および2010年4月12日付連邦法第61-FZ号「医薬品の流通について」第33条に定める医薬品国家登録簿における医薬品原薬についての情報の存在に関する要件、鉱工業施設の危険等級に適合した製品生産が行われる鉱工業施設の操業を決定する許可文書の存在に関する要件）；

鉱工業製品の生産に用いられる、ロシア製のパーツ、コンポーネント、ワーク、原料、材料および（もしくは）構成部品の利用、または外国製のパーツ、コンポーネント、ワーク、原料、材料および（もしくは）構成部品の許容比率（%）の遵守に関する要件、こうした要件の履行に対する点数を含む；

当該鉱工業製品の生産における研究開発業務の成果の利用に関する要件、こうした要件の履行に対する点数を含む；

専用コンピュータソフトウェア、組込みソフトウェアに対する権利、およびその利用、改造、改良、変更に対する権利、こうした要件の履行に対する点数を含む。

3. 担当部署による自発的な提案作成は以下の4段階で行われる：

a) 鋳工業製品の名称および全ロシア経済活動種類別製品分類OK 034-2014 (KPES 2008) (以下、OKPD 2) によるそのコード番号の決定；

b) 本規則第2項「b」号に定める、鋳工業製品に対する要件の内容の決定、提案必要性の根拠の作成；

c) 鋳工業製品がロシア連邦領内で生産されたと認定されるために鋳工業製品に対する要件において必須とされているオペレーションをのぞく、当該製品の生産に際して行われる技術的または生産上のオペレーションおよびそれらオペレーションの点数が示されている、鋳工業製品の一覧鋳工業製品生産の際に行われる技術または生産オペレーションおよびそうしたオペレーションの点数を含む、鋳工業製品一覧の作成；

d) 提案が盛り込まれた、ロシア連邦政府の鋳工業製品に対する要件の改正についての文書の草案 (以下、文書草案) 作成。

4. 申請者の提案は、鋳工業製品の名称とOKPD 2によるそのコード番号を記載し、本規則第2項「b」号に定める要件の一覧を添付し、提案必要性の根拠を付して、ロシア産業商業省に送付される。

申請者の提案は、それがロシア連邦産業商業省に届いた日から2労働日以内に、ロシア連邦産業商業省の活動の文書管理業務を担当するロシア連邦産業商業省の部署によって登録され、検討のために担当部署に送られる。

5. 担当部署は、申請者の提案をそれが担当部署に届いた日から30労働日以内に検討し、担当部署の長またはその代理によって署名される書簡により、申請者に以下について通知する：

a) 文書草案の策定；

b) 理由を記載した、文書草案の策定拒否。

6. 申請者の提案にもとづいて文書草案を策定する際には、担当部署は複数のそうした提案を1つの文書草案にまとめる旨の決定を下すことができる。

7. ロシア連邦産業商業省は、申請者に対し、以下の場合に文書草案の策定を拒否する：

a) 申請者の提案の根拠に、その構成要素が互いに矛盾するような情報が含まれている、または申請者の提案に記載されている鋳工業製品に対する要件を満たす製品を生産している3者以上の生産者が存在する旨の情報が含まれていない場合；

b) 申請者の提案を検討した結果、工程または生産オペレーションの構成、鋳工業製品の生産に使用される構成部品の構成に関する欠陥が発見され、ロシア連邦産業商業省によるその解消が本規則第5項第1段落に定める期間内には行えない場合；

c) ロシア連邦産業商業省が、自発的にまたは他の申請者の提案にもとづき、同様の鋳工業製品に対する要件を策定している場合。

8. ロシア連邦産業商業省が文書草案の策定を拒否した場合、申請者は、文書草案策定を拒否された日から20労働日以内に、そうした拒否の際に提示された注意事項を解消し、提案を再度ロシア連邦産業商業省に送付してその検討を求めることができる (本規則第7項「c」号の事由により文書草案の策定が拒否された申請者提案をのぞく)。